道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

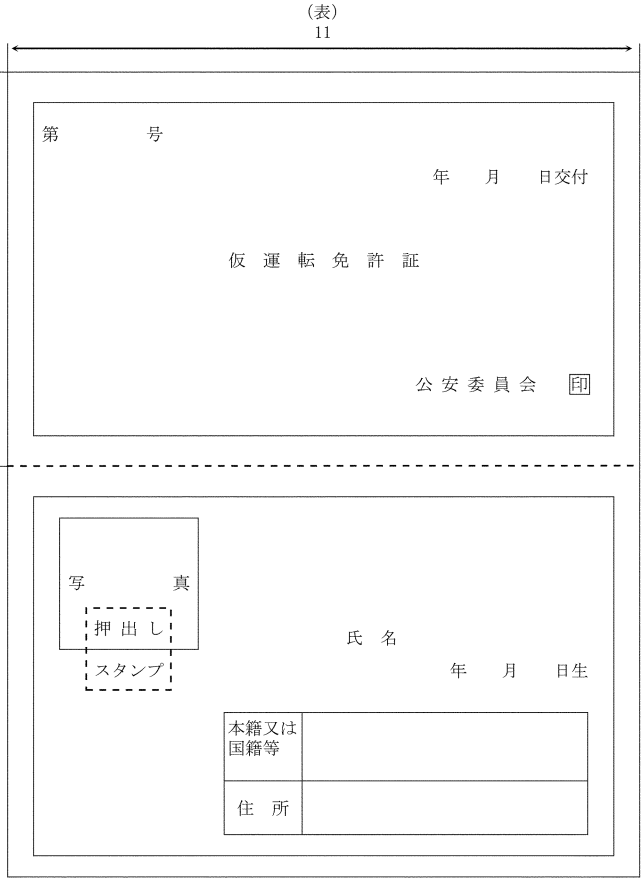
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運転免許試験成績証明書） **第二十八条**　公安委員会は、次の各号に掲げる者の申出により、別記様式第十七の六の運転免許試験成績証明書を交付するものとする。 一　［略］ 二　免許試験に合格した者で、当該免許試験に係る免許を受けていないもの	（運転免許試験成績証明書） **第二十八条**　［同上］ 一　［同上］ 二　法第九十条の二第一項各号に掲げる種類の免許に係る免許試験に合格した者で、当該各号に定める講習を受けていないもの

別記様式第十五　（第十九条関係）

（表）



別記様式第十五　（第十九条関係）

（表）

